| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は意見・指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３．教育委員会・府民文化部（教育の現場における虐待予防・虐待対応） | | | |
| ５．意見  【教育委員会】  （小中学校課） | 大阪府教育委員会は、市町村教育委員会等から入手する虐待等に関する情報の中で可能なものについて福祉部と共有することや、福祉的観点からの質問項目を設けるなど、学校現場での実態を把握できるよう、福祉部の知見の活用によるヒアリング調書なども検討されたい。（意見番号８）  地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係について定められている。同法第48条には、都道府県教育委員会は市町村に対し市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができると定め、その例として以下を列挙している。  1)　学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。  2) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。  3) 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。  4) 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。  5) 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。  6) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。  7) スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。  8) 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。  9) 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。  10)　教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。  11) 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。  一方、各市町村教育委員会は国や大阪府教育委員会に対して、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。  さらに、同法第51条において、教育委員会のそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めるために、大阪府教育委員会と市町村教育委員会は相互の間の連絡調整を図り、連絡を密にすることが定められている。  これらの権限を行うため必要に応じて、教育行政機関は、教育に関する事務について必要な調査を行うことができ（同法53条）、所管する事務の適切かつ合理的な処理のために必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。  公立の幼稚園、小学校、及び中学校の学校園に対して直接指導監督を行うのは市町村教育委員会であり、大阪府教育委員会は市町村教育委員会を通じて各学校園の状況を確認することになる。  前述のような大阪府が実施したヒアリング調書は大阪府が確認したい点を市町村教育委員会に対してたずね、内容を確認した上で対面でのヒアリングを実施しており、大阪府教育委員会としても市町村の個別の事情は把握できている印象である。  一方、学校現場においては直接児童生徒へ関わることを通じ、児童虐待の発生を早期に確認することも可能である。大阪府教育委員会では、「児童虐待における学校園と子ども家庭センターの連携について－通告等に関する基本的ルール」（平成16年６月）を作成し、学校園に対して周知している。また、過去の虐待事案に対する教訓、すなわち、組織としての情報提供・受理体制の弱さ、状況把握の不十分性などを踏まえ、児童虐待防止の手引きを作成（平成23年３月改定）し、学校園に対して周知している。  しかし、教職員の経験や学校園における体制など、学校園ごとにばらつきが想定され、また、各市町村教育委員会と各学校園との関係も市町村によって異なるものと思われる。  大阪府教育委員会は、市町村の実状を適切に把握し、必要な指導・助言を行う責任があり、また、大阪府の子ども総合計画において期待されている福祉部との連携なども必要に応じて行わなければならない。その点、大阪府教育委員会が実施した、ヒアリング調書の内容は生徒指導のみならず、福祉の観点からも有用な情報が集約されている。  例えば、ヒアリング調書の内容に「長期欠席児童生徒」について、その理由別欠席児童数を回答させる項目があった。病気や経済的理由など原因が明確な場合もあれば、連絡先が不明な案件もあるが、直接的に虐待事案に繋がらない場合でも、ヒアリング結果について、大阪府教育委員会と福祉部が情報共有する場を設けることにより、より適切な対応が期待できる。  また、福祉的観点からの質問項目を設けるなど、学校現場での実態を把握できるよう、福祉部の知見の活用によるヒアリング調書なども検討されたい。 | 大阪府教育庁としては、従来、府教育庁主催の研修会において市町村教育委員会指導主事及びスクールソーシャルワーカーと市町村福祉部局で活用しているコミュニティーソーシャルワーカーとが、虐待対応方策等について情報共有の場を設けるなどの連携を図っている。  また、福祉の知見の活用によるヒアリング調書について福祉部と協議した結果、市町村教育委員会における要保護児童対策協議会への参画や連携状況も平成29年７月から調書に追加することとした。 | 措置 |
| 【教育委員会】  （小中学校課） | 大阪府教育委員会においては、児童虐待に関する通告に関して、従来と同様、校園長から通告することと併せて、校園長に対する牽制やさらに迅速な対応が可能となるよう、第三者的な立場で児童生徒や教職員と関わっているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーから通告する手続も児童虐待防止の手引きにおいて明示するなどの検討が望まれる。  さらに、現状年１回程度実施している市町村教育委員会に対するヒアリングは、特に課題の多い学校を抱えている市町村教育委員会に関してはその回数を増やすなどの対応についても検討されたい。  （意見番号９）  大阪府では、スクールカウンセラーの中学校区への配置やスクールソーシャルワーカーの派遣などにより市町村管轄の各学校園の対応力向上に寄与しているが、各学校の事情、特に生徒指導に関わる指導主事の先生方について短期間での人事異動が多くなってきているとのことであり、学校内での対応レベルも学校間で差が出てきているのではないかと推察される。  また、児童虐待に関する通告の判断も各学校園の校園長の責任のもと行われているが、通告すべき事案が全て網羅されているか、適時に通告されているなどについては懸念されるところである。現状、それらについて大阪府教育委員会が各学校園に対して直接確認することはできない。  大阪府教育委員会において、児童虐待に関する通告に関して、従来と同様、校園長から通告することと併せて、校園長に対する牽制や更に迅速な対応が可能となるよう、第三者的な立場で児童生徒や教職員と関わっているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからの通告する手続も児童虐待防止の手引きにおいて明示するなどの検討が望まれる。  さらに、現状年１回程度実施している市町村教育委員会に対するヒアリングは、特に課題の多い学校を抱えている市町村教育委員会に関してはその回数を増やすなどの対応についても検討されたい。 | 大阪府教育庁として、児童虐待に関する通告については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の関与が重要であると認識している。その上で、専門家からの通告手続に関する明示については、児童虐待防止の手引とは別に、通告に関する法的解釈なども示した資料を活用し、連絡会や研修会を通して、虐待に関する状況や通告の手続等について繰り返し伝えることとした。  市町村教育委員会に関しては、年１回のヒアリングに加え、指導主事を対象とした連絡会での指導・助言を行っている。特に虐待等を背景に生徒指導上の課題の大きい市町村については今年度８月にヒアリングを複数実施した。 | 措置 |
| 【教育委員会】  （小中学校課）  （私学課） | 大阪府教育委員会は、児童虐待防止の手引きに沿った運用がなされているかについて確認を行うことを検討すべきである。なお、私立学校については各学校法人の運用に委ねられるところであるが、府民文化部は府内設置の学校法人に対して条例遵守について協力を求め、児童虐待防止の手引きに沿った対応の周知徹底が望まれる。（意見番号10）  大阪府子どもを虐待から守る条例第４条には「府の責務」として「府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、これを実施しなければならない。」と定めており、同条第４項には「府は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並びに府民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。」、さらに、同条第５項には「府は、市町村（大阪市及び堺市を除く。以下同じ。）が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「市町村の施策」という。）を支援するよう努めなければならない。」と定めている。  大阪府内の児童虐待について、その初期の段階で迅速に対応するような運用が必要である。特に公立幼稚園、小学校、及び中学校については、市町村教育委員会の所管となり、大阪府が詳細を知りうる立場にはないが、児童虐待防止の手引きに沿った運用がなされているかの確認を行うことが必要と考える。例えば、毎年市町村教育委員会に対してヒアリングを実施しているが、その際に各学校での運用状況を報告させるなど、市町村教育委員会を通じての確認などが考えられる。  なお、私立学校については各学校法人等の運用に委ねられるところであるが、府民文化部は府内設置の学校法人等に対して条例遵守について協力を求め、児童虐待防止の手引に沿った対応の周知徹底が望まれる。 | 大阪府教育庁としては、市町村教育委員会に対して、学校園と子ども家庭センター及び市町村児童虐待担当課等との連携についての成果と課題などの把握により、児童虐待防止の手引に沿った運用がなされているか年１回のヒアリングを通じての確認を平成28年度から実施している。  また、私立学校に対しては、平成28年11月以降に開催される私立学校校長会等の機会を活用して、条例遵守について協力や、児童虐待防止の手引に沿った対応の徹底を呼びかける。 | 措置 |